

議員案第1号

大規模災害時に選挙の延期を可能とするための制度の見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

白 井 亨

坂 井 えつ子

斎 藤 康 夫

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

大規模災害時に選挙の延期を可能とするための制度の見直しを求める意見書

選挙は、公平・公正な手続の下、有権者が多様な選択肢の中から、より自身の考えが反映されるよう一票を投じるものであり、そのためには、適正な候補者情報の提供と、それを基に判断する時間が必要である。大規模災害により甚大な被害を受けている最中においては、被災者は生活の復旧が最優先となり、候補者においても、政策を訴えることより被災者に寄り添うことが優先されるため、適正な選挙を行うことができる環境とは言い難い。

近年、被害が甚大で、中長期にわたり市民生活の復旧・復興に当たらなければならない災害は各地で頻発しており、当該自治体は、その対応の基幹機能として多忙を極めることとなっている。自治体職員の労力にも限界があり、被災者の生活再建を優先し、多くの通常業務を順位付けする一方、同時進行で選挙事務を公平公正に執行しなければならないこととなれば、過大な負担から業務の遂行が滞るおそれがある。また、投票所や開票所となる公共施設も、防災計画で避難所あるいは被災者対応の拠点として位置付けられていることが多く、選挙の執行は困難を極めるものと想定される。

過去の災害では、平成7年の阪神・淡路大震災及び平成23年の東日本大震災において、国によって災害を指定した特例法によって、任期の延長と選挙の延期が行われた例があるが、いつ大規模災害が起こるかわからない状況の中、各々の自治体で、被災状況に応じて速やかに対応することのできる制度とはなっていない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、大規模災害時に選挙の延期を可能とするための制度の見直しを早急に行うよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様

議員案第2号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
坂 井 えつ子
湯 沢 綾 子
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
宮 下 誠
渡 辺 大 三

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、平成31年3月に公表されたが、40歳から64歳までのひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令指定都市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、以下の事項について早急に取り組むことを強く求めるものである。

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりに適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」の更なる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取組を促進すること。
- 3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

議員案第3号

福島第一原発の汚染水海洋放出案の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月13日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

福島第一原発の汚染水海洋放出案の撤回を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の敷地に増え続けるALPS処理汚染水に関し、資源エネルギー庁による多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（以下、「小委員会」という。）が、2018年8月30日福島県富岡町、31日に福島県郡山市及び東京都で開催した説明・公聴会では、説明用資料にあった地下埋設・地層注入・水素放出・水蒸気放出・海洋放出の5つの処分方法に対し、大多数の意見公述人より大型タンクでの陸上長期保管案が提案され、山本一良委員長は、東京都での公聴会の終了直後、陸上長期保管案を検討すると約束した。

しかし、大型タンクでの貯蔵継続案が議題に上がったのは、説明・公聴会から一年近く経った2019年8月9日の第13回小委員会であった。東京電力からは、大型タンクや、洋上・地下での保管継続は困難である旨の説明があり、これに対し、委員から、敷地北側の土捨場の利用や、敷地を周辺の間貯蔵施設に拡大する案、風評被害を避けるためタンク貯留を始めたのだから、社会的影響を与えないことが確認できるまで放出はすべきではないなど、貯留継続を進める意見が大勢を占めた。

9月27日の第14回小委員会にて、東京電力が、「使用済燃料及びデブリ取出しに関する施設の設置にも用地が必要」、「（敷地北側は）廃炉作業に伴い追加的に発生する廃棄物を処理・保管するエリアとして活用したい」、「現在の福島第一原発の敷地内で廃炉作業をやり遂げることが基本方針」との旨を説明した。

また、事務局からは、福島第一原発の敷地の外側を、中間貯蔵施設以外の用途で使用し、敷地を拡大することは難しいという説明もあり、委員会の結論としては、敷地の有効利用を徹底し、福島第一原発敷地内に可能な限りタンクを増設する方向で引き続き議論を進めることとなった。

しかし、11月18日の第15回小委員会では、事務局がUNSCEAR2016の評価モデルから海洋放出と水蒸気放出による被ばく線量を計算し、仮にタンクに貯蔵されている処理水全てを1年間で処理しても、年間自然被ばく線量と比較して影響は十分に小さいなどと説明し、委員からは環境の条件設定がない中での評価は現実的ではないとの指摘があった。また、東京電力から海洋放出による処分開始時期と廃炉完了までの時間軸を示す資料が提供された。

そして12月23日の第16回小委員会では、事務局が委員会としての取りまとめ案を提示し、処分方法を水蒸気放出と海洋放出及び二つを併用するケースに絞り込んだ。委員間で海洋放出や水蒸気放出による処分が結論付けられていないのに、このような恣意的な取りまとめ案を提出することは、事務局が小委員会の方向性を誘導しているものと言わざるを得ない。

海洋放出の際の風評被害は特に厳しくなるとの委員からの指摘もある中で、審議・議論が不十分なまま拙速に取りまとめるのではなく、放射能汚染水の処分による社会的な影響を考慮し、再度、地元や国民全般からの意見を聞く公聴会を開くべきである。

これ以上、放射性物質を環境中に放出することは、日本だけの問題ではなく、国際的にも、次の世代に対しても許されない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、ALPS処理汚染水の取扱いについて、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 これ以上、放射性物質を環境中に放出しないために、小委員会では拙速な取りまとめをせず、ALPS処理汚染水の長期保管について十分な審議・議論を行うこと。
- 2 デブリ取り出しなどの廃炉計画の見直しも含めて検討し、各種の訓練・研究施設等は敷地外に建設するなど、徹底的な検証によりALPS処理汚染水の保管のためのタンク用地を確保すること。
- 3 ALPS処理によってもトリチウム以外の核種が除去できず残留している状態では、希釈の有無に関わらず放出しないこと。
- 4 取りまとめ案に対する説明・公聴会を福島県に限らず全国各地で行い、広く国民の意見を聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様

議員案第4号

長崎県石木川の環境保全及び石木ダム建設計画の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月13日提出

小金井市議会議員

坂井 えつ子

田頭 祐子

片山 薫

渡辺 大三

水上 洋志

長崎県石木川の環境保全及び石木ダム建設計画の撤回を求める意見書

2019年5月21日、長崎県収用委員会は、石木ダム建設事業に係る未買収地計約12万平方メートルの土地を明け渡すよう川棚町川原地区の13世帯約50名の反対地権者に求める裁決を出し、同年9月、長崎県は全ての土地の収用手続きを終え、所有権を奪い取った。11月18日に住居の明渡し期限を迎えたが、反対地権者は、ふるさとを失いたくない、離れる理由はないとの思いで、川原地区で生活を続けている。

石木ダム建設事業は、1972年に長崎県が予備調査を開始して以来、地権者との合意を得ぬまま進められている。住居の明渡し期限を過ぎた今、長崎県知事の判断によっては、住民を強制的に排除する行政代執行も可能になっている。

住民が反対する中、行政代執行を行えば、それは立憲主義を前提とした我が国の民主主義政治の根幹を揺るがす愚行であり、社会活動の基本である財産権を否定し、基本的人権を踏みにじる暴挙としか言いようがないものである。

受益者とされる佐世保市民や川棚町民を始めとする長崎県民は、石木ダムがなぜ必要なのか、長崎県知事から納得できる説明を受けたことがなく、説明責任を果たさずに強硬手段をとることは許されない。

また、石木ダムの構造がゲートのない自然調節式「穴あきダム」で、放流量を人為的に調節する機能がないことや、受益者とされる佐世保市の水需要予測が科学的根拠に欠けていると多数の専門家から指摘されていることなど、県民に広く知られているとは言えない事実も多い。

国民の税金を使って建設しようとしている石木ダムの問題は、建設予定地域の住民だけでなく、全ての国民にとって重要な問題である。各地で大規模な豪雨・台風災害が頻発する近年、ダムの治水効果に疑問を呈する声は全国的に高まりつつある。また、人口減少社会において利水目的で巨大なダムを新設する公共事業の是非については、地域の歴史生活文化の維持や、その土台となる自然環境の保全といった観点を踏まえて議論を尽くす必要がある。

石木川には、絶滅危惧種のニホンウナギやヤマトシマドジョウを始め多くの川魚が生息し、初夏にはゲンジボタルが乱舞する。本来の里山の豊かな生態系が現存する石木川流域の環境は、今や日本全国を見渡しても稀少で注目すべきものである。

よって、小金井市議会は、政府及び長崎県に対し、石木川の貴重な自然環境の保全及び石木ダム建設計画の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
国土交通大臣 様
長崎県知事 様

議員案第5号

女性自立支援法（仮称）の制定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月13日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
坂 井 えつ子
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

女性自立支援法（仮称）の制定を求める意見書

国はこれまで、様々な困難な問題を抱えた女性への支援を、1956年制定の売春防止法を根拠に「婦人保護事業」として行ってきた。

その後のニーズの多様化により、2001年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律によるDV被害者が、2004年には人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者が、2016年にはストーカー行為等の規制等に関する法律の改正によるストーカー被害者が支援対象に加えられた。

しかし、売春防止法は制定以来、抜本的な改正は行われず、DVや性暴力、貧困、虐待、居場所の喪失等の支援を必要としている女性や子どもたちへの必要な支援が届けられない現状が続いている。

2018年7月30日、厚生労働省は婦人保護事業3機関代表、自治体関係者、学識経験者、母子生活支援施設協議会代表、全国女性シェルターネットワーク代表、若年女性支援の民間4団体の構成による「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を設置し、2019年10月11日に「中間まとめ」が公表され、「婦人保護事業の現状と課題」、「婦人保護事業の運用面における見直し」及び「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」に関して基本的な認識を取りまとめた。

また、2016年には、与党の「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に係るプロジェクトチーム」による「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」が出され、婦人保護事業の見直し、性暴力被害に遭った女性等を支援する新法制定の必要性が述べられている。

小金井市においても近年の人口増加等により、様々な困難な問題を抱えた女性と子どもが増加が予想される。人権擁護、男女平等推進、福祉的視点からも課題となっている法の狭間で支援の枠から外れている特に若年女子等への適切な支援の提供が強く求められる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の項目を満たした女性自立支援法（仮称）の制定を強く求めるものである。

- 1 理念法や体制整備法ではなく実効性のある具体的な利用者本位の法制定とすること。
 - 2 人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした専門的な支援を行う包括的な支援制度にすること。
 - 3 現場のニーズに対応しうる支援制度とするために関係者の意見を聴取すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
法務大臣様
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）様

議員案第6号

首長による議員の後援会への寄附等を禁止するため、政治資金規正法の
改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月16日提出

小金井市議会議員

片 山 薫

渡 辺 大 三

首長による議員の後援会への寄附等を禁止するため、政治資金規正法の
改正を求める意見書

現行の政治資金規正法は、首長や首長になろうとする者が、当該自治体の議員や議員になろうとする者の後援会に寄附を行うことを禁止しておらず、年間150万円以内という量的な制限がなされているにすぎない。

議員は、首長が提出した条例案、予算案、人事議案、契約議案等を審議・議決する直接的な職務権限を有しており、首長が議員やその後援会に寄附を行うことは、外形的には、議決態度を買収するための贈収賄と何ら変わるところがない。

都道府県及び市区町村に関する選挙は、有権者が首長と議員を別々に選挙する「二元代表制」を採用している。よって、首長と議会の間には一定の緊張関係が保持されるべきものであり、首長や首長になろうとする者から、議員や議員になろうとする者の後援会に寄附が行われることは罰則をもって禁止されるべきである。

近年、全国で議会基本条例を制定する自治体が増えており、二元代表制の健全な運用、すなわち首長と議会の緊張関係の保持を図ろうとする動きが顕在化している。政治資金の面でも一定の見直しが行われてしかるべきである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、上記趣旨に照らした政治資金規正法の速やかな改正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

議員案第7号

東京高等検察庁検事長の定年延長に関して、法解釈の変更は行わず適切な対応を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月16日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

白 井 亨

坂 井 えつ子

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

板 倉 真 也

東京高等検察庁検事長の定年延長に関して、法解釈の変更は行わず適切な対応を求める意見書

政府は1月31日、当時62歳だった黒川氏の定年を半年間延長する異例の人事を閣議決定した。検察庁法は検察官の定年を最高検察庁トップの検事総長は65歳、その他の検察官は63歳と定めている。定年延長の規定はなく、実際、検察官の定年延長は過去に一度も例がなかった。

定年延長の閣議決定は、黒川氏が2月8日に63歳となるのを目前に駆け込みで行われた。首相官邸の息がかかっているとされる黒川氏を今年8月で退官予定の現職の代わりに検事総長に据えようという政治介入、検察私物化の疑いが指摘されている。

森まさこ法務大臣は今回の閣議決定について、1年未満の定年延長を認める国家公務員法を根拠に正当化しようとした。ところが、国家公務員法の改定で定年延長が盛り込まれた1981年の国会審議で、当時、斧誠之助人事院事務総局任用局長が、「検察官と大学教官については、現在既に定年が定められている。今回の法案では、別に法律で定められている者を除き、ということになっているので、今回の定年制は適用されない」と答弁していたことが判明した。

人事院の松尾恵美子給与局長は2月12日の衆議院予算委員会で、「国家公務員法に定年制を導入した際は、1981年4月28日の答弁のとおり、検察官については国家公務員法の勤務延長を含む定年制は、検察庁法により適用除外されていると理解していた」と森法務大臣と正反対の答弁をし、「現在までも、特にそれについて議論はなかったので、同じ解釈を引き継いでいる」と明言した。

安倍首相は2月13日の衆議院本会議で、1981年当時の政府見解を認めた上で、「今般、検察官の勤務延長については、国家公務員法の規定が適用されると解釈することとした」と答弁した。法務省は2月21日の衆議院予算委員会理事会で、この法解釈変更に関する人事院との協議文書について、「口頭で決裁を取った。文書はない」と正式な決裁手続きを取っていないと認めた。

さらに、「国家公務員法の一部を改正する法律案(定年制度)想定問答集」において、「定年、特例定年、勤務の延長、再任用の制度の適用は除外される」としていることが明らかとなった。「勤務の延長」は国家公務員法の適用除外であることは政府自身が認めていることであり、国会答弁と食い違う事態となっている。

首相に近いとされる人物を特別扱いする定年延長のための法解釈変更は、手続きとしても不適切であり、政治の正当性が問われる事態である。政府が立法時に示した法解釈を自分の都合に合わせて勝手に変えることは、国会の立法権、さらには国民主権を侵害するもので許されるものではない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、検事長の定年延長に関する法解釈変更についての真相を明らかにするとともに、従来法にのっとり適切に対応することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議員 五十嵐 京子

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
法務大臣 様

議員案第8号

「桜を見る会」に関わる全容を首相自ら国民の前に明らかにすることを
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月16日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

「桜を見る会」に関わる全容を首相自ら国民の前に明らかにすることを求める意見書

第2次安倍政権になって以降、「桜を見る会」の参加人数が膨れ上がり、首相を始めとする政治家が推薦した「政治枠」の招待者は、「功績・功劳」があったかどうかのチェックさえも事実上されていなかったことが報道されるに至った。しかも、首相の地元事務所が後援会関係者に幅広く参加を募っていたことも明らかとなった。それでも安倍首相は、内閣府のチェックを根拠に、公的行事の私物化には当たらないと述べてきた。しかし、報道が事実であれば、安倍首相の説明は言い逃れに過ぎなかったことになる。

「桜を見る会」の前夜祭をめぐる首相とホテル側の説明の食い違いも決着していない。「桜を見る会」と事実上一体の行事として2013年以降毎年開かれてきた前夜祭は、首相後援会が主催であるにもかかわらず、後援会の政治資金収支報告書に記載がない。安倍首相は、記載が必要ない理由として、参加者はホテルと個別に契約したこと、参加費5千円は安倍事務所職員が便宜的に会場で集めて、すぐにホテルに納めたこと、ホテルからもらった宛名のない領収書を各人に渡したこと、事務所は明細書を受け取っていないこと、などの理由を挙げている。

ところが、2月17日の衆議院予算委員会の中において、2013年、2014年、2016年の過去3回の前夜祭会場となったANAインターコンチネンタルホテル東京が、立憲民主党の国会議員の問合せに対し、主催者に見積書や明細書は発行していること、宛名は空欄では発行しないこと、会費は主催者からまとめて支払ってもらうこと、などの回答を書面で示したことが述べられた。

整合性を問われた安倍首相は、ホテル側に確認した結果として、ホテル側の説明はあくまで「一般論」と釈明したが、その際、ホテル側が言っていない「営業の秘密に関わる」などの文言を加えていたことが後に明らかとなった。自らの主張を補うために脚色をしたと疑われても仕方のない事態となっている。

昨年11月の臨時国会から追及されている安倍首相の「桜」疑惑は、国政私物化という国政運営の土台にかかわる重大問題である。首相が国会で虚偽答弁を重ねているのではないかとの疑いととともに、招待者名簿などの公文書が廃棄されたという極めて深刻な問題も浮き彫りになっている。

このことは国政の最高責任者である首相の政治資金規正法違反、公職選挙法違反になり得る問題であり、総理はもとより国会議員の資格そのものが問われる事態である。どの世論調査をみても、安倍首相の「桜」をめぐる対応については「納得できない」が圧倒的多数を占めており、今や、一国の最高責任者の言葉の信が国民から問われる深刻な事態を迎えている。これでは政治に対する期待も信頼も得ることにはならない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、「桜を見る会」に関わる全容を首相自ら国民の前に明らかにするとともに、首相自らの政治的責任を明確にすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様

議員案第9号

小金井都市計画道路3・4・11号線外に関するオープンハウスでのアンケート及び意見交換の内容を全て公開し、道路整備の必要性について話し合う場の設定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月16日提出

小金井市議会議員

村 山 ひでき
白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

小金井都市計画道路3・4・11号線外に関するオープンハウスでのアンケート及び意見交換の内容を全て公開し、道路整備の必要性について話し合う場の設定を求める意見書

東京都が、2月21日から3日間にわたって開催したオープンハウスでは、市民に誤解を与えかねない内容や道路整備の理由を後付けしたような展示があり、市民の指摘により、展示内容が変更されるなど精度が低かった。説明員として配置された東京都職員による事業期間等についての説明も異なり、市民への情報提供の在り方に問題があったと言わざるを得ない。

そして、意見交換の場は、事前に定員20名という制限がある旨が周知されなかったため、定員オーバーで参加できなかった市民が複数発生した。マイクが使えない会場内は声が聞きづらく、意見交換する際の障壁となっていた。さらに、意見交換時にメモや録音をとっていないことを市民に厳しく指摘され、東京都職員が個人のスマートフォンで録音する場面も見られた。そもそも、意見交換をするための環境が整っていなかったと言わざるを得ず、大変に遺憾である。参加者の意見は、公開し共有すべきである。また、会場にいたのは、建設局の職員のみで、都市整備局の職員はいなかった。これまでの意見交換会で参加市民が求め続けてきた、道路建設の是非から意見交換できる場にはならなかった。

東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）策定時のパブリックコメントで半数を超えた小金井市内2路線に対する意見の9割は、反対や見直しの意見であり、東京都に提出された反対署名は1万筆を超え、意見交換会は3回連続で不成立となった。自然環境や住居を壊してまで道路を建設することの理解は得られていないことは明らかである。東京都は、今後環境影響調査を進めていきたい旨を明らかにしているが、微塵も許容できない。

小金井市議会は、これまで5度にわたり、計画見直しや対応の改善を求める意見書を送付しているが、真意を捉えた対応になっていないことは遺憾である。

住民自治の軽視にほかならない、「都民ファースト」という小池都知事の公約とも程遠い対応に抗議し、改めて市民との真の対話を求める。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、オープンハウスのアンケートに寄せられた全ての意見及び意見交換の内容を、誰でも閲覧できるように公開し、改めて道路整備の必要性について、市民と都市整備局が意見交換できる場を設けることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

東京都知事様

議員案第10号

マイナンバーカードから性別記載欄を廃止することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月16日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

白 井 亨

坂 井 えつ子

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

マイナンバーカードから性別記載欄を廃止することを求める意見書

政府は、2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として使用できるようにし、2022年度中に全国のほぼ全ての医療機関が対応するようシステムの整備を支援するとしている。

2016年1月から開始されたマイナンバー制度では、性同一性障害（以下、「性別違和」という。）の当事者間では、職場を始め、身元確認の対応の場面で非常に苦慮している実態がある。性別違和の当事者であることが勤務先で明らかになることによって、無理解による差別・偏見の対象となり、精神的に追い込まれ、種々の問題が起きている。民間の当事者団体による調査では、マイナンバーカード等を勤務先に提示したくないために退職を余儀なくされた事例が複数あり、また、生活が成り立たなくなった場合には自殺を考えるという回答もあった。

運転免許証及び精神障害者保健福祉手帳の性別欄削除や、国民健康保険証等の性別の裏面記載を可能としている中、マイナンバーカードへの性別記載は、性別違和の当事者への配慮とも逆行している。性別違和の当事者が被っている社会的不利益を軽減するためには、マイナンバーカードの用途を考えると必須ではない性別欄を削除することが求められる。性別情報は、マイナンバーカードのICチップ上から得られるため、カード上の記載から削除すべきである。併せて、マイナンバーカード等の提示により、性別違和が明らかになることによる不当な扱いなどを防止するための普及啓発活動を実施する必要がある。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、性別違和の当事者の人権を尊重し、全ての人が生きやすい社会の実現を目指すため、以下の事項を要望するものである。

- 1 マイナンバーカードから性別記載欄を廃止すること。
- 2 性別違和について普及啓発を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第11号

脱炭素社会を目指す対策の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月16日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫
白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
片 山 薫
宮 下 誠
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

脱炭素社会を目指す対策の強化を求める意見書

人類の活動を主な要因とする気候変動により、近年、経験したことのない規模の自然災害が毎年のように発生し、異常気象が常態化している。

国連環境計画（UNEP）の報告書によると、温室効果ガス排出量は増加の一途をたどり、2018年の世界の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO₂）に換算して過去最高の553億トンに達している。

また国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において発表された「1.5℃目標」に関する特別報告書では、地球環境を持続可能なものとするためには、産業革命以前からの気温上昇を1.5℃までに抑えることが必要だが、このままでは2030年から2050年までに1.5℃上昇すると予想されている。人為的なCO₂の排出量を2030年までに2010年の水準から約45%減少させ、2050年頃に「正味ゼロ」を達成しなければ、その1.5℃さえも守れないことが危惧されている。さらに、第5次評価報告書では、今世紀末の世界平均気温の変化は0.3℃から4.8℃までの範囲、世界平均海面水位の上昇は0.26メートルから0.82メートルまでの範囲となる可能性が高く、地球に長期的な変化を及ぼしかねない危機的状況にあるとされている。

地球温暖化対策推進法では、「国と地方公共団体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携して温暖化対策に取り組むこと」が義務付けられている。広域的な電力由来のCO₂排出係数が大きければ、排出量削減目標マイナス26%を達成することはできない。持続可能な環境を次世代に引き継ぐため、原子力発電に依存することなく、脱炭素社会を目指す対策の強化は不可欠である。地球規模の問題に、世界各国、全ての自治体が主体的に取り組む必要があり、とりわけ国が果たす役割は大きい。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下のとおり、脱炭素社会を目指す対策の強化を求めるものである。

- 1 二酸化炭素排出係数が最も大きい石炭火力発電所を、段階的に減らすこと。
- 2 脱炭素社会を目指す国際諸機関への協力、加盟などに尽力すること。
- 3 石炭火力発電に関わる事業者や労働者が、急激な事業停止や解雇に陥らないよう、円滑で段階的な事業転換を促すための「公正な移行」措置を議論し、国民負担に配慮した検討を行うこと。
- 4 2030年度目標（2013年度比26%削減）の達成に向け着実に地球温暖化対策を推進するとともに、エネルギー技術の革新に向け、大胆かつ意欲的な目標値を示し、さらには目標値の上積みに向け、地方自治体を実施する施策への支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様

議員案第12号

性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月17日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫
白 井 亨
坂 井 えつ子
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書

2017年6月に110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。しかし、「強姦性交罪」の成立要件として、「脅迫・暴行」が伴うことが必要とされるなど、改正内容が不十分との議論があり、衆議院では3つの、参議院では9つもの附帯決議が付けられ、3年をめどに見直しということも加えられた。

刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、裁判で加害者側が無罪となる例が相次いだことなど、改めて改正刑法の内容が社会問題化している。「激しく抵抗した」、「大きな声を上げた」など明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えない。「恐怖で声を上げられなかった」、「主従関係の下、抵抗できなかった」など明確な形で抵抗できない場合も当然ある。多くの欧米諸国では、同意の無い性交は全て「レイプ」として刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われている。

また、日本の性交同意年齢は13歳以上であるため、13歳以上の場合、被害者が「暴行・脅迫があったこと」や「どの程度抵抗したか」を説明しなければならない。被害者にとってこの立証のハードルが非常に高いと指摘されており、国連は2008年に日本に対し、性的同意年齢の引上げを勧告する所見を採択している。

最近の「#MeToo」運動の世界的な高まりの中、声を上げづらいながら勇気を出し国内でも多くの人達が声を上げ始めた。

2020年は改正3年後を目途に再検討を行うとされている年である。今こそ、より被害者を守るより良い制度を実現するために、政府は法改正の議論を直ちにスタートし、早急な法の見直しを行うべきである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 強姦性交等罪における暴行・脅迫・心身喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、相手からの「不同意」のみを要件として性犯罪が成立するよう改正すること。
- 2 監護者性交等罪の適用範囲を18歳以上に拡大すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 現行では軽犯罪法又は迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為について、刑法に位置付けること。
- 5 公訴時効期間の延長又は撤廃をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
法務大臣 様
総務大臣 様

議員案第14号

可燃ごみ共同処理及び可燃ごみ処理支援に対する感謝の決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年3月17日提出

小金井市議会議員

清水がく
村山ひでき
鈴木成夫
岸田正義
沖浦あつし
白井亨
水谷たかこ
坂井えつ子
吹春やすたか
湯沢綾子
渡辺ふき子
小林正樹
斎藤康夫
田頭祐子
片山薫
たゆ久貴
遠藤百合子
紀由紀子
宮下誠
篠原ひろし
渡辺大三
板倉真也
水上洋志

可燃ごみ共同処理及び可燃ごみ処理支援に対する感謝の決議

小金井市は、日野市の御理解の下、国分寺市と共に、平成27年7月に浅川清流環境組合を設立し、同組合において新可燃ごみ処理施設整備事業を進めることとなり、令和2年4月からは新可燃ごみ処理施設が本格稼働する運びとなりました。この日を迎えることができますことは、新可燃ごみ処理施設周辺にお住まいの皆様を始めとする日野市民の皆様及び関係者各位の御理解のたまものであり、深く感謝いたします。

また、二枚橋焼却場が老朽化のため、平成19年3月末に全焼却炉の運転を停止して以降、小金井市は、多摩地域の市、町及び一部事務組合に、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく可燃ごみ処理支援をお願いしてまいりましたが、新可燃ごみ処理施設が本格稼働することにより、可燃ごみ処理支援が終了することとなります。13年間という長い間、小金井市の可燃ごみを滞りなく処理していただくことができましたことは、各施設周辺にお住まいの皆様並びに関係自治体及び関係者各位の御理解のたまものであり、心から感謝いたします。

よって、小金井市議会は、感謝の意を表するため、ここに決議します。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第15号

辺野古新基地建設について、軟弱地盤データの再調査と新基地建設の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月19日提出

小金井市議会議員

坂井 えつ子

田頭 祐子

片山 薫

水上 洋志

辺野古新基地建設について、軟弱地盤データの再調査と新基地建設の中止を求める意見書

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地を建設するための地盤改良工事をめぐり、水深70メートル以深の地盤も軟弱であることを示すデータが存在していたことが明らかになり、建設推進に不都合となるそのデータを隠そうとしていたことが問題になっている。

新基地建設のための埋立予定海域がある大浦湾には、マヨネーズ並みと指摘される軟弱地盤が大きく広がっている。軟弱地盤が海面下90メートルにも達する地点（B27地点）もある。大規模な軟弱地盤の改良工事が不可欠となっている。

防衛省はこれまで、B27地点の海面下70メートルから90メートルの部分は軟弱地盤の中では非常に固い粘土層に分類されるとし、「B27地点そのものの強度の検査はやっていない」、「水深約70メートルの地盤改良工事を行えば十分に安定的な施工が可能」としてきた。

しかし、非常に固い粘土層との判断が、B27地点から150メートル、300メートル、750メートル離れた3地点から得られた土を使った室内試験の結果によるものであることや、地盤強度の弱いデータを棄却し、強いデータを四重にカウントし、強度を引き上げていたことが明らかになった。さらに、実際には、防衛省の委託業者がB27地点から採取した土で地盤の強度を調べる試験を行っており、しかも、試験結果では、海面下70メートルよりも深い層で、防衛省が示してきた地盤強度の3分の1程度しかない場所があることも明らかになった。日本国内には、海面下70メートルまでの地盤改良工事に対応できる作業船しかなく、70メートルを超える改良工事はできない状況であり、安定的な施工が可能とする根拠は成り立たなくなっている。

こうした試験結果は、防衛省が昨年3月に国会に提出した約1万ページにわたる土質調査報告書の巻末資料の中に英文で掲載されていたが、専門家でなければそれとは分からないものであった。また、有識者による技術検討会にも示されておらず、データ隠ぺいと言わざるを得ない状況である。

河野太郎防衛大臣は、2月12日の衆議院予算委員会で、「土の強度を測るための力学試験は行っていない」と答弁したが、今回判明した試験結果のデータは、土の種類ではなく、地盤の強度を示す数値であることは明瞭である。

防衛省は昨年末、地盤改良工事が必要になったため、新基地完成には12年かかるとの新たな試算を明らかにしたが、地盤改良そのものが完成しない可能性が浮上した。新基地建設は技術的に破綻している。

また、新基地建設には沖縄県知事の承認が必要だが、新基地建設に反対する玉城デニー知事が誕生したことにより、県民の民意は示されている。新基地建設は政治的にも破綻している。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地盤強度の再調査と、技術的にも政治的にも破綻している新基地建設を中止することを求めるものである

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
外務大臣 様
防衛大臣 様
内閣官房長官 様

議員案第16号

小金井市長選挙における選挙管理委員会の不正な事務に関し、真摯に対応することを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年3月24日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

小金井市長選挙における選挙管理委員会の不正な事務に関し、真摯に対応することを求める決議

令和元年12月8日に、小金井市選挙管理委員会が執行した小金井市長選挙において、選挙管理委員会が公職選挙法を誤って解釈し、特定市長候補の選挙の自由を侵害した事件が発生した。

本件に関して、小金井市議会は、令和元年12月25日の市議会臨時会において、議員案第61号「小金井市選挙管理委員会による不正な公職選挙法解釈事件に係る監査請求について」を反対者なく可決した。

これを受けて、監査委員が監査を行った結果、令和2年2月28日付けで「地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求に伴う監査結果について（通知）」が提出された。

市議会は、本件が、地方自治法や公職選挙法の法令に抵触しないかどうかについて監査を求めると同時に、民法上の責任の有無についても監査を求めたものである。

監査結果では、「当該委員会が当該陣営に対し、選挙運動用ポスター及び法定ビラにつき、公職選挙法の規定を誤って解釈して見解を示した点は、民法及び地方公務員法に抵触しているが、これによる民事上の責任の有無については、監査の対象とはならないと判断する。」とされた。

民事上の責任は判断の対象とはならないとされたものの、「当該委員会において、本件事例は公選法に抵触しないとの解釈を導くことは可能であった。」として、「当該委員会事務局職員は、民法に基づく善管注意義務に抵触したといわざるを得ない。」と認定した。

本来、公平公正に行われるべき選挙において、選挙活動の自由が侵害される事態はあってはならない。選挙管理委員会による誤った法解釈により、特定市長候補陣営は、2日間にわたり法定ビラが配布できない事態となり、刷り直しの費用など多大な損失を被り、有権者に対して政策を広く知ってもらう機会が損ねられたことは重大である。

この問題は、特定市長候補陣営のみならず、有権者の選挙に対する知る権利をも侵害する重大な問題であるが、市長及び市選挙管理委員会から謝罪は一切されていない。

よって、小金井市議会は、西岡市長及び選挙管理委員会に対し、適切な措置について、真摯に対応することを求めるものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第17号

新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設の実施設計に関する決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年3月24日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
湯 沢 綾 子
田 頭 祐 子
渡 辺 大 三

新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設の実施設計に関する決議

本日、小金井市議会は、新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設の実施設計費目を含む令和2年度一般会計予算を賛成多数で可決した。

実施設計の前提となる基本設計案に関しては、3月5日に締め切られたパブリックコメントに対して、実に150人もの方々から意見が寄せられた。市長は、その意見に対し、真摯に向き合い、特に多くの市民が求めている事項については善処すべきである。

また、3月19日には、庁舎等の建設に関して、市議会の複数の会派から市長への申入れが行われた。市長は、実施設計に入る前に、申入れに対して真摯に対応すべきである。

なお、設計は、明確な財政見通しをもって進めるべきである。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、実施設計に入れるよう諸般の調整に全力を傾注することを求めるものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第18号

西岡市長に、東京都へ「都市計画道路3・4・11号線に関する環境現況調査に着手しないこと」「都市整備局との意見交換の場の設定」を文書で伝えることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年3月24日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

西岡市長に、東京都へ「都市計画道路3・4・11号線に関する環境現況調査に着手しないこと」「都市整備局との意見交換の場の設定」を文書で伝えることを求める決議

西岡市長は、昨年12月の市長選挙では、「私が市長である以上、市長が了承できない下で事業を進めることはあってはならない」「その姿勢を持って今後とも意見交換会の継続など、しっかりと対応をさせていただく」などを街頭で訴え、再選を果たした。市長選挙において特に目新しい政策が見当たらない中で、都市計画道路に関する対応の期待が寄せられたとも言える。

東京都が、2020年2月21日から3日間にわたり開催した都市計画道路3・4・11号線に関するオープンハウスでは、市民に誤解を与えかねない内容のパネル掲示や、東京都の職員ごとに説明の内容が異なるなど、適切とは言い難い運営であったことは遺憾である。また、開催中に行われた意見交換は、「建設の是非」について意見交換できる場ではなく、記録を取る意思がないこと、会場ではマイクが使えないことなど、意見交換する環境整備にも不備があった。

東京都は、2020年度において環境現況調査を進める旨を説明していたが、これは任意で行うとしても事業着手を前提とした準備行為に変わりはない。先述したとおり、オープンハウスは形骸化した市民参加でしかなく、西岡市長が求めてきた「市民の理解」を得るどころか東京都への不信が増幅され、事業着手に向け更に一歩進められる段階ではないことは明らかである。小金井市での新たな都市計画マスタープランの策定議論がこれからでもあり、このような状況下で東京都が環境現況調査に着手することは、地元自治体として決して許してはならない行為である。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、以下の事項について早急に東京都へ文書で伝えることを求めるものである。

- 1 都市計画道路3・4・11号線に関する環境現況調査に着手しないこと。
- 2 当該道路整備の必要性について、市民と都市整備局が意見交換できる場を設けること。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第19号

議会に一切知らせずに、特別調整額を引き上げた西岡市長に抗議し、反
省と適切な措置を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年3月24日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
湯 沢 綾 子
官 下 誠
渡 辺 大 三

議会に一切知らせずに、特別調整額を引き上げた西岡市長に抗議し、反省と適切な措置を求める決議

西岡市長は、市長選挙の2日後となる昨年12月10日、部長職及び課長職に管理職手当として支給される特別調整額について、減額措置を継続せず本年1月1日から実支給額ベースで引き上げるよう担当職員に指示した。そして、議会にも一切知らせないまま、規則改正を完了させた。

その内容は実質的に、部長職にあつては、月額8万5,100円を1万7,900円引き上げ、10万3,000円にし、課長職にあつては、月額7万2,800円を3,200円引き上げ7万6,000円にするものであった。

多摩26市で、人口11万人台から12万人台の市は、国分寺市、東久留米市、昭島市、小金井市の4市であるが、この度の引上げで、小金井市の特別調整額は部長職、課長職とも4市中で最高額になることとなった。JR中央線で隣接する国分寺市における特別調整額は、部長職が月額9万6,600円、課長職が7万3,400円である。

一方、令和2年度の多摩26市の一般会計予算を見ると、市民一人当たりの歳入歳出額は、小金井市は26市中25番目と低迷している。市民サービスに十分な財源が措置できていない中、人口類似市の中で最高額の特別調整額を支給することは、市民や議会の理解を得られるものではない。

本来は、事前に議会に方針を明示し、その意見を踏まえて、引上げの是非、妥当な引上げ幅などを慎重に判断すべきであった。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、厳重に抗議し、深甚なる反省と適切な措置を求めるものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会